

平成 24 年度 事業 報告 書 (概要)

障害者権利条約の批准に向けた国内法の整備として、これまでに平成 23 年 7 月には改正障害者基本法が、昨年 6 月には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法)、「障害者の虐待防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律」(障害者虐待防止法)及び「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」(障害者優先調達推進法)が成立し、それぞれ施行又は一部施行されています。また、本年度成立が予定されていた「障害を理由とする差別の禁止に関する法律」(障害者差別禁止法)については、名称を「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)と変更され、差別を解消するための措置として差別的取り扱いの禁止及び合理的配慮の不提供の禁止を定めるとともに、差別を解消するための支援措置を盛り込んだ法案が、平成 25 年 4 月 26 日閣議決定され同日国会に提案されました。施行については周知期間を確保するため 3 年の準備期間を設け、平成 28 年 4 月 1 日と予定され、細部については明確でない部分もありますが、新法が障害者の皆さんにとってより状況がよくなるよう期待し見守ってまいりたいと思います。

障害者自立支援法(現障害者総合支援法)の新体系に移行した 3 施設は、ワークサポート篠ノ井は夜間の入所支援のほか、日中は生産活動を中心とした生活介護事業と企業への就職を目指した就労移行支援事業を行い、ハートフル五明は夜間の入所支援と日中は生活介護事業として定期的な創作活動を取り入れるなど比較的ゆったりとした日課で過ごし、はあてい若槻は利用者さんの状況に合わせた生活介護事業と就労継続支援 B 型事業の多機能型として、それぞれの施設が目的に沿った事業運営に努めてまいりました。

3 施設の経営状況は、平成 24 年度は新法移行に伴う県の新体系定着支援事業助成金として移行前の 9 割が保障されたことから、全体に減額とはなりましたが予定された経営状況となりました。しかし、今後は助成金がなくなることから利用者さんの充足とより効率的な施設運営が求められています。

長野福祉工場の経営状況は、昨年を上回る赤字となり更に厳しい状況となりました。中でも就労支援事業の印刷部門においては、2 年連続の予想を超えた売り上げの減少となり、仕入れ・外注費及び長期欠席者の増加と賞与の削減、法定福利費等人件費が減少したものの全体の事業活動収支は、差損となった前年度より更に悪化し、営業力の強化と生産性の向上及び補完事業の検討が大きな課題となっています。縫製部門は増収増益となり改善はされたものの差損となりましたので、今後、更に計画的な生産管理に努めてまいります。

福祉事業活動は、利用者の長期欠勤が増えたことにより訓練等給付費などが減少し、前年度に比べ差益は減少しました。

はあてい若槻の改築事業については、平成 23、24 年度の 2 か年に亘る事業として 8 月下旬には施設が完成し、新たな施設で事業を開始しました。9 月末には既存施設の解体撤去を終え全ての工事が無事完了しました。